Vol.311

2023年7月10日発行

安心会計ニュース

発 行 者 税理士法人橋本会計 電話(03)5442-2631

IT 導入補助金 2023

医療業界ではオンライン資格確認の導入、サイバーセキュリティの義務化など急速に IT 化が進められています。従来、電子カルテやレセコンの導入の際に利用されていた IT 導入補助金ですが、現在はセキュリティ対策費用や、会計、受発注、決算、EC のいずれかの機能が備わった IT ツール等、その利用範囲が広がっています。あらかじめ登録された IT ツールから選択する必要がありますが、IT ツール導入の際には、積極的にご利用ください。

補助額・補助率

	通	常枠	セキュリティ対策	デジタル化基盤導入枠		
	A類型	B類型	推進枠	デジタル化基盤導入類型		
補助対象経費区分		クラウド利用料(最大2 導入関連費	サービス利用料(最 大2年分)	ソフトウェア購入費・クラウド利用料(最大 2年分)・導入関連費		
補助率	1/	2以内	1/2以内	3/4以内	2/3以内	
上限額・下限額	5万円~150万円未満	150万円~450万円以下	5万円~100万円	(下限なし)〜50万 円以下	50万円超~350万円	

ハードウェア購入費用(デジタル化基盤導入類型)

ハードウェア購入費

PC・タブレット・プリンター・スキャナー・複合機: 補助率1/2以内、補助上限額10万円

レジ・券売機等:補助率1/2以内、補助上限額20万円

スケジュール等につきましては、IT 導入補助金 2023 ポータルサイト(https://www.it-hojo.jp/)にて、ご確認ください。

第22回安心会計カップ杯ゴルフ大会

- ・日時 2023年10月12日(木)
- ・会場 横浜カントリークラブ西コース
- · 予約 10 組 40 人
- ・参加費 お1人様5千円(賞品、パーティー代に充当いたします)

今年も皆様のご参加をお待ちしております!

歯科会計®

番号

2022 年歯科経営データ各項目上位値

番号	2	3	4	5	6	7	8	9	10
連番	保険収入	窓口収入	自費収入	雑収入	診療収入合計	診療材料	外注技工料	診療原価合計	役員報酬
1	18,576,004	4,481,887	15,073,546	2,396,113	29,801,364	2,674,676	3,852,447	4,679,396	8,100,000
2	14,612,673	3,589,336	14,046,808	2,318,848	25,587,643	2,558,082	2,347,673	4,624,727	6,958,333
3	13,758,804	3,372,109	14,031,874	1,403,622	22,934,022	2,519,777	2,037,445	4,109,271	5,400,000
4	13,646,749	3,207,322	13,866,467	1,019,919	21,824,335	2,174,845	2,032,654	4,024,126	5,000,000
5	10,830,840	2,770,415	11,827,933	993,473	19,055,451	1,952,301	2,004,720	3,606,353	4,910,000
₩ □	4.4	40	10		45	10	47	40	- 10
番号	11	12	13	14	15	16 飞中	17	18	19
連番	専従者給与	給料賃金	法定福利費	福利厚生費	旅費交通費	通信費	接待交際費	水道光熱費	地代家賃
1	1,250,000	9,436,579					816,629	245,063	2,681,234
2	933,333								2,050,012
3	883,333	7,916,205					594,462	205,355	1,922,148
4	858,333						569,982	201,201	1,775,431
5	833,333	6,840,204	1,243,761	252,924	478,856	179,269	549,189	195,856	1,743,668
番号	20	21	22	23	24	25	26	27	28
連番	リース料	減価償却費	研修研究費	広告宣伝費	利子割引料	その他経費	経費合計	事業利益	キャッシュフロー
1	653,511	1,652,998	494,538	1,500,176	306,552	3,743,995	23,649,161	13,295,374	13,961,474
2	438,722	1,432,317	433,745	1,426,232	192,621	3,616,321	21,116,367	8,349,537	10,002,535
3	352,604	1,298,520	258,582	915,896	182,687	3,479,054	20,713,626	7,457,184	7,915,374
4	350,136	1,267,495	218,140	759,083	149,771	3,203,316	19,857,971	6,406,221	7,131,422
5	297,155	1,247,046	197,717	726,526	138,868	3,144,612	18,299,946	5,678,054	6,912,322
番号	29	30	31	32	33	41	42	43	44
連番	歯科医師数	歯科衛生士数		歯科技工士数		診療日数	診療点数	レセプト件数	
1	8.0	11.0			14		2,145,852	1,478	2,260
2	5.2	7.5					1,893,695	1,383	1,832
3	5.0						1,571,724	1,338	
4							1,519,554		
5	4.5	5.0	8.0	1.0	9	29.8	1,324,980	1,162	1,645
番号	45	46	47	48	49	50	51	52	53
連番	実日数	1回点数	1日平均患者数	回数	自由診療	診療収入	新患人数	再初診人数	再診数
1	2,997	1,502	119.9	7.04	15,120,555	28,650,714	105	644	1,192
2	2,564	1,337	86.8	4.08	14,164,141	24,640,651	101	566	963
3	2,119	1,275	85.3	2.62	14,031,874	22,200,358	93	458	931
4	1,881	1,139	84.5	2.54	13,866,467	20,809,333	78	451	919

- ・旅費交通費、交際費が多額となっている場合は、税務調査のリスクがあります
- ・歯科衛生士は27%(70医院)で在籍なしとなっています。
- ・自費収入の平均値は 2,395,410 円ですが、中央値は 1,230,922 円です。

医療承継

相続税の物納制度

前回は、相続税を納期限までに金銭で納付することが困難な事由がある場合に、その納付を困難とする金額を限度とし、分割払いが可能な延納制度について解説しました。 今回は、延納によっても金銭で納付することが困難とする事由がある場合に利用できる、物納の制度について解説します。

<物納の要件>

- ●延納によっても金銭で納付することを困難とする事由があり、かつ、 その納付を困難とする金額を限度としていること
- ●物納申請財産は、相続財産のうち、定められた財産・順位で、その所在が 日本国内にあること
- ●遺産分割協議が完了している相続財産であること
- ●「物納申請書」及び「物納手続関係書類」を納期限までに提出すること

<物納に充てることのできる財産の種類及び順位>

順位	物納に充てることのできる財産の種類					
第1順位	① 不動産、船舶、国債証券、地方債証券、上場株式等*1※1 特別の法律により法人の発行する債券及び出資証券を含み、短期社債等を除く。					
W 520	② 不動産及び上場株式のうち物納劣後財産に該当するもの					
第2順位	③ 非上場株式等*2※2 特別の法律により法人の発行する債券及び出資証券を含み、短期社債等を除く。					
PP_00100 9 20020 3 41	④ 非上場株式のうち物納劣後財産に該当するもの					
第3順位	⑤ 動産					

(注)1 物納に充てることのできる順位は①→⑤となります。

- ・担保が設定されていたり、境界が明かでない土地は物納できない
- ・共有不動産も共有者全員が物納申請する場合を除き物納対象外

<物納財産の収納価格>

物納財産の相続税評価額が、物納による納付相当額となります(時価ではない)。 また、小規模宅地の特例を適用した不動産の場合、特例適用後の低い価格が収納価格 となります。

物納の場合は譲渡所得税がかからないが、収納価格が低くなる可能性が高いです。 物納が得か、売却による納付が得かは検討が必要となります。